

平成26年12月25日
総務省統計局統計調査部経済統計課
経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室

経済センサス 活動調査における 集計上の消費税の取扱いについて（案）

現在、「産業関連統計の体系的整備に関するワーキンググループ」において「売上高等の集計に関する消費税の取扱い」について議論されていることを踏まえ、経済センサス 活動調査における対応について以下のとおり整理した。

1. 背景

(1) 基本計画における審議状況（詳細は別紙1参照）

第 期基本計画において、「間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを再検討するとともに、基本価格表示による国民経済計算及び産業連関表（基本表）の作成に向けて検討する」と掲載。

国民経済計算体系（2008SNA）において、産出の評価は原則として基本価格（消費税や物品税、補助金等を除いた価格のこと。国際比較等に適しているとされている）により行うことが望ましいとされている。

産業連関表（IO）（23年表）における消費税の扱いについては、産業連関幹事会の下に設置された「基本価格表示ワーキンググループ」において検討が行われたが、試算した基本価格評価表において明らかになった精度面での課題等を踏まえ、引き続き生産額に消費税額を含めたグロス表として作成されることとなった。

第 期基本計画の策定過程において、主に以下の議論がなされた。

- ・ 消費税率の引上げと複数税率化が実施されるとすれば、基本価格によるJ S N A（我が国における国民経済計算）及びIOの推計が必要。
- ・ 消費税率引上げへの対応については、一次統計自身の課題でもある。
- ・ 調査段階で税込と税抜とを完全に選り分けることは困難であり、集計段階での工夫により結果精度を高める必要がある。
- ・ 集計段階での対応には限界があることから、最終的には加工統計の段階で対応するのが現実的である。
- ・ 今後の消費税率引上げを踏まえると、（消費税の取扱いは）経済規模の把握精度に大きな問題を与える可能性がある。

その結果、第 期基本計画において、「売上高等の集計に関する消費税の取扱い（消費税込、消費税抜の補正）について、検討の場を設け、早期に結論を得る（実施時期：平成28年経済センサス 活動調査の企画時期まで）」と掲載されたところ。

なお、本課題に関する具体的な議論は、「産業関連統計の体系的整備に関するワーキンググループ」においてなされることとなった。

(2) 関連統計の状況（詳細は別紙2参照）

売上高を把握する主な一次統計における消費税の取扱いは、以下の3パターンが存在する。

税込記入（工業統計調査、商業統計調査（平成26年調査を除く）等）
原則税込記入（経済センサス-活動調査、企業活動基本調査等）
決算情報（法人企業統計調査）

主流は税込記入方式であるが、経済センサス-活動調査、企業活動基本調査等においては、原則税込記入とし、税込での回答が困難な調査対象については税抜での回答を許容する方式が採用されている。

(3) J S N A 及び I O での対応状況

従来の推計においては、利用する統計が基本的に税込方式（工業統計等）であることから、そのまま利用して税込金額を推計。

経済センサス-活動調査の創設に伴い、平成23暦年値の推計においては、個別データにおける税抜識別情報を活用し、税抜金額は税込金額に補正した上で税込推計値を作成。

(4) 会計制度上の取扱い

会計制度上、消費税について税込経理と税抜経理のどちらを選択するかは事業者の任意となっているが、以下のとおり、事業者の規模等により、一般的となる経理方法が異なる状況となっている。

- ・ 免税事業者（課税売上高が1千万円以下の事業者等）については、国税庁通達において『法人税の課税所得金額の計算に当たり、消費税の納税義務が免除されている法人については、（中略）税込経理方式による』とされている。（平成元年3月1日直法2-1「消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて」）
- ・ 一方、日本公認会計士協会「消費税の会計処理について（中間報告）」（平成元年2月）において『税抜方式を採用することが適当』とされていることを受けて、会計監査人監査が義務付けられているような大企業においては、税抜経理が一般的である。

2. 平成24年経済センサス-活動調査における対応

(1) 調査実施段階における対応

記入者負担を考慮し、税込・税抜双方での回答を許容。

その際、原則は税込記入とし、税込記入が困難な対象については、税抜記入を許容するとともに、参考情報として税抜である旨のチェックを記入する方式とした。

なお、原則税込記入方式を採用した理由は以下による。

経理事項に係る調査事項への回答が困難であると想定される小規模事業者において、税込経理が主流であること。

他調査において税込による把握が主流であること。

(2) 集計段階における対応

税込金額と税抜金額が混在した状態で、そのまま集計。

ただし、参考表として、売上（収入）金額の総額について、税抜金額を一律1.05倍することにより税込金額に補正した数値を集計し、併せて公表。

集計結果によると、税抜回答した企業等は全体の8.8%、税込金額に補正することにより、全体の売上（収入）金額は2.1%増加するという結果（別紙3参照）。

3. 平成28年経済センサス-活動調査における選択肢

平成28年経済センサス-活動調査において消費税の取扱いを統一する上で採りうる対応の選択肢について、二つの観点からメリット・デメリットを整理すると、以下のとおりである。

(1) 税込・税抜のいずれに統一することが適当か

	メリット	デメリット
税込結果に統一	<p>税込が主流の主要一次統計と同様の取扱いであり、特に、工業統計と整合的</p> <p>現行J S N A 及び I O における推計手法（税込）と整合的</p> <p>調査票で「原則税込」（現行）としていることと整合的</p> <p>補正対象データ数が少ない</p>	<p>国際基準である国民経済計算体系の勧告において望ましいとされている基本価格表示は、税抜結果に近い概念</p>
税抜結果に統一	<p>国際基準である国民経済計算体系の勧告において望ましいとされている基本価格表示に近い概念</p> <p>J S N A 及び I O における将来的な基本価格表示への対応に寄与する可能性</p>	<p>税込が主流の主要一次統計との間で取扱いに不均衡が生じる</p> <p>現行J S N A 及び I O における推計手法（税込）と不整合が生じる</p>

(2) どのような方式で消費税の取扱いを統一することが適当か

	メリット	デメリット
代表的な数値(売上高等)について補正結果を参考表として公表	平成24年調査での公表方法と同様 一次統計として、ありのままを集計 補正する結果表が限定されることから、個票レベルでの補正が不要であり、集計が比較的容易	税込・税抜混在の結果は解釈が困難 一次統計として詳細な補正結果が公表されない 加工統計における補正は別途対応が必須
補正結果を本体集計として公表	消費税の取扱いが統一された詳細な結果が得られる 結果の解釈も明確	加工度の高い結果を一次統計として集計することの是非について整理が必要 平成24年調査の結果との比較に留意が必要 補正方法について加工統計との連携に考慮しつつ政府全体の合意形成が必要
(参考) 調査段階で消費税の取扱いを統一	集計段階で税込・税抜の補正が不要	記入者負担が増加 実態として税抜又は税込の一方でしか記入できない企業があることから、調査段階で取扱いを統一した場合、結果的に税込記入と税抜記入が混在し、補正不可能

4. ワーキンググループ（WG）における議論の状況

本検討事項については、7月のWGにおいて検討の趣旨・進め方等に関する紹介があり、10月のWGにおいて「基本的な考え方（たたき台）」が示された（詳細は別紙4参照）。

WG資料「基本的な考え方（たたき台）」の要旨

<p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none">・ 一次統計は調査票をありのままに集計することが原則であるとの考え方が定着しているが、原則として消費税込記入（税抜回答も許容）としている統計調査については、消費税込の概念に統一した統計の提供を目指す必要があるのではないか。・ 消費税補正結果の提供は、本体集計結果とするのか、参考表として提供するのか、整理する必要がある。
<p><調査実施段階></p> <ul style="list-style-type: none">・ 消費税込の概念による売上高等を把握する統計調査は、基本的に税込統一記入が最善だが、報告者負担にかんがみ、調査の特性に応じて原則税込記入（税抜回答を許容）等、最適な調査方法を採用することとしてはどうか。・ 原則税込記入とした場合は、個票レベルで、税込か税抜かいずれによる情報が把握する必要があるのではないか。
<p><集計段階></p> <ul style="list-style-type: none">・ 消費税の補正に関し、課税・非課税品目別及び輸出比率等の情報を用いて一定の精度確保（P）が見込まれる統計調査は、補正結果を本体集計結果として作成・公表する検討を進めてはどうか。・ 精度確保（P）が見込まれない統計調査は、参考表として補正に関する情報（参考表、税抜比率の表など）の作成・公表する検討を進めてはどうか。・ 補正精度を向上する観点から調査事項を追加することについては、報告者負担増と結果精度向上の両面から慎重に検討する必要があるのではないか。

また、WGの議論の過程では、主に以下のような意見が出された。

- ・ 消費税の取扱いを補正する際、一次統計側と加工統計側で結果が異なることがないようにする必要がある。
- ・ 諸外国との比較、税率変更の際の時系列比較の観点から、消費税の取扱いを統一した公表が必要。
- ・ 税込・税抜混在の結果をそのまま公表するのが一次統計結果なのか、補正を加え消費税の取扱いを統一した結果を一次統計として公表すべきなのか、議論が必要。
- ・ 一次統計における消費税の取扱いについて、統一した基準で公表されることが理想的である。

こうした議論を踏まえ、12月のWGにおいて「具体的な提案」が示された（詳細は別紙5参照）。

WG資料「具体的な提案」の要旨

<p>< 税込補正手順 ></p> <ul style="list-style-type: none">平成23年産業連関表作成の際に行った平成24年経済センサス-活動調査を用いた組替集計を基にした手順を提案。なお、各調査で補正を実施する際には、制度変更、分類変更等による変化を確認し、最新の情報に基づく補正を行う。
<p>< 結果公表の取扱い ></p> <ul style="list-style-type: none">今回の提案と同様の補正が可能な場合は、補正結果を本体集計の結果とし、調査により得られる情報の制約から同様の補正が困難な場合は、参考表扱いとする。
<p>< 個票データの取扱い ></p> <ul style="list-style-type: none">本体集計で税込補正をした場合は、調査票の二次利用の観点から、補正後の金額を個票データとして記録し、参考表扱いとした場合は、補正前の金額を個票データとして記録する。

5. 平成28年経済センサス-活動調査における対応

平成28年経済センサス-活動調査における集計上の消費税の取扱いについては、前述のとおり、採用しうる選択肢それぞれにおいてメリットとデメリットの双方が存在するものの、これまでのWGにおける議論で示された方向性を踏まえ政府合意が形成されるのであれば、そのガイドラインにのっとり対応することは、政府統計全体の取り組みに適合し、集計結果の有用性の向上に資することから、妥当と考えられる。

したがって、平成23年産業連関表における消費税補正方法に準じた手順が政府合意となった場合は、その手法を平成28年経済センサス-活動調査の集計における消費税の補正方法として採用することが適切である。

売上高等の集計に関する消費税の取扱いの検討経緯について

1. 第Ⅰ期基本計画においては、一次統計に係る消費税の取扱いについて明示的な記述はなく、基本価格表示による国民経済計算及び産業連関表の作成に関連する間接税の課題としてのみ掲載。

間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを再検討するとともに、基本価格表示による国民経済計算及び産業連関表（基本表）の作成に向けて検討する。【内閣府、産業連関表（基本表）作成府省庁、一次統計作成府省】



2. 第Ⅱ期基本計画の策定過程において、消費税の取扱いは、一次統計の課題でもあるとの認識が示された。

(1) 統計委員会委員意見

2015年産業連関表作成の際には消費税率の引上げと複数税率化が実施されているとすれば、基本価格による産業連関表とSNA推計が必要になり、それをどう進めていくかという議論が必要ではないか。

(2) 統計委員会における審議

○ 基本計画部会第1WG（平成24年度統計法施行報告審議第1回（25. 6. 7））

消費税率引上げへの対応については、一次統計自身の課題でもあるとして、一次統計に係る課題は、産業関連統計TFにおいて審議することとされた。

○ 基本計画部会第1WG（平成24年度統計法施行報告審議第3回（25. 8. 19））

産業関連統計TFでの審議の結果、『調査段階で、税込と税抜とを完全に選り分けることは困難である。集計段階での工夫により結果精度を高める必要がある。ただし、集計段階での対応には限界があることから、最終的には、税額（項目が細かければ総額でもよい）の情報を利用して、加工統計の段階で対応するのが現実的である。』と報告された。

○ 基本計画部会第1WG（第Ⅱ期基本計画諮問審議第2回（25. 11. 22））

平成24年経済センサス - 活動調査結果において、税込と税抜が混在した集計値と税込推計値との間に2%程度の差が生じているところから、今後の消費税率引上げを踏まえると、経済規模の把握精度に大きな問題を与える可能性があるとの指摘があった。



3. 上記2の審議を経て、第Ⅱ期基本計画においては、新たに一次統計における検討課題として盛り込まれることとなった。その際、国民経済計算及び産業連関表との連携についても考慮すべきものとして整理された。（参考2-1及び参考2-2を参照）

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）（抜粋）

※ 本WGにおける当面の検討事項である「売上高等の集計に関する消費税の取扱い（消費税込、消費税抜の補正）」に係る部分を抜粋の上、下線を付記。

第 2 公的統計の整備に関する事項

1 経済関連統計の整備

(2) 経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備

イ 経済構造統計を軸とした新たな枠組みの構築

平成18年に取りまとめられた「経済センサスの枠組みについて」においては、経済センサス - 基礎調査及び経済センサス - 活動調査の実施に併せて、関連する既存統計調査との関係を整理しており、関係府省は同枠組みに定められた取組を行っている。

一方で、経済構造統計を取り巻く環境は、事業所母集団データベースの本格稼働、経済センサス - 基礎調査及び経済センサス - 活動調査の実施・見直しが進められるなど、大きく変化している。

また、各種経済統計の精度向上に当たっては、多面的な経済活動を把握するため、現在設定されていないサービスも含めて、需要サイドの概念による生産物分類の構築が有益であるものの、サービスに関する生産物分類は設定されていない。さらに、各種経済統計における売上高等の経理項目については、企業ごとに異なる会計処理（消費税込、消費税抜）が存在しており、その対応も必要となっている。

このため、経済センサス - 活動調査の在り方及び関連する大規模統計調査との役割分担を含めた新たな枠組みの構築に向けた検討を行うとともに、サービスの分類を含んだ、生産物分類の設定に向け、段階的に検討を進める。また、売上高等の集計に関する消費税の取扱い（消費税込、消費税抜の補正）については、報告者の負担を考慮しつつ、結果表章の在り方について、国民経済計算及び産業連関表と連携し検討を進める。

別表 今後 5 年間に講ずる具体的施策

「第 2 公的統計の整備に関する事項」部分

<p>1 経済関連統計の整備 (2) 経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備 イ 経済構造統計を軸とした新たな枠組みの構築</p>	<p>○ 売上高等の集計に関する消費税の取扱い（消費税込、消費税抜の補正）について、検討の場を設け、早期に結論を得る。</p>	<p>総務省、関係府省</p>	<p>平成28年経済センサス - 活動調査の企画時期までに結論を得る。</p>
---	---	-----------------	---

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定）（抜粋）

※ 本WGにおける当面の検討事項である「国民経済計算及び産業連関表と一次統計との連携強化」に係る部分を抜粋の上、下線を付記。

第2 公的統計の整備に関する事項

1 経済関連統計の整備

(1) 国民経済計算の整備

国民経済計算は、その計数自体が重要な経済統計であるばかりでなく、関連する統計における概念、定義、記録原則などの基礎と位置付けられている。また、各種統計調査の設計の指針や統計データ間の整合性確保の枠組みも内包している。このため、国際的動向に的確に対応した推計を行っていくことが重要である。さらに、主要経済国として、日本が国民経済計算に関する国際的な議論の主導的役割の一翼を担い、その発展に貢献することも必要である。

第Ⅰ期基本計画における国民経済計算関連事項については、平成23年12月に公表された「平成17年基準改定」において、おおむね取組が行われた。

一方、今後の国民経済計算の推計については、消費税率の引上げを始めとする経済環境の変化に適切に対応していくことに加え、平成28年経済センサス-活動調査の経理事項対象年である平成27年分の確報推計について、製造業のデータを従来から推計に用いている構造統計から動態統計に変更すること（いわゆる「代替推計」）を確立する必要があるなど、基礎統計をめぐる条件の変化を踏まえ、推計精度の確保と向上を図っていくことが、何よりも重要な課題である。また、こうした取組に加え、平成28年を目途とする次回基準改定に当たっては、国際連合において合意された国民経済計算の新たな国際基準である2008 SNAへの対応を目指す必要があると、生産面・分配面の四半期別GDP速報の開発等といった重要な課題に 대응することが必要となっている。さらに、提供情報の充実や一層の作成方法の透明化に努めるとともに、これらの取組の実現には、国民経済計算と一次統計の連携強化が不可欠である。

このため、第Ⅱ期基本計画においては、以下の取組を重点的に実施する。

(中略)

エ 一次統計等との連携強化

国民経済計算の基礎統計に起因する課題を解決するため、報告者の負担及び基礎統計の整備によって得られる効果に配慮しつつ、推計の基礎となる一次統計の更なる整備と活用方法の開発を進めるなど、取組の発展・充実を図る。

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

<p>1 経済関連統計の整備 (1) 国民経済計算の整備 エ 一次統計等との連携強化</p>	<p>○ 上記1(1)に記載した基礎統計の整備に関する事項を含む、国民経済計算及び産業連関表と一次統計との連携強化について、協議、情報共有する場を設け、優先順位・時間軸を念頭にその推進に努める。</p>	<p>総務省、内閣府、産業連関表作成府省庁、一次統計作成府省</p>	<p>平成26年度から実施する。</p>
--	---	------------------------------------	----------------------

売上高を把握する主な統計調査における消費税の取扱い

所管府省	統計調査名	消費税の取扱い	税込・税抜記入 識別情報	参考表
総務省、 経済産業省	経済センサス-活動調査	原則、税込記入	有	有
総務省	経済センサス-基礎調査	原則、税込記入	有	未定
	個人企業経済調査	税込記入	—	—
	科学技術研究調査	税込記入	—	—
財務省	法人企業統計調査	決算情報	有	有
文部科学省	学校基本調査 注1)	決算情報	—	—
農林水産省	農林業センサス 注2)	税込記入	—	—
経済産業省	商業統計調査	原則、税込記入	有	未定
	商業動態統計調査	税込記入	—	—
	工業統計調査	税込記入	—	—
	経済産業省企業活動基本調査	原則、税込記入	有	—
	特定サービス産業実態調査	税込記入	—	—
国土交通省	建設工事施工統計調査	税込記入	—	—

注1) 収入額等の把握対象は、国立大学法人等一部対象に限られる。

注2) 売上高は、階級値で把握している。

※ 事業所母集団データベースに収録される統計調査のうち、売上高を把握している基幹統計調査

(参考) 平成24年経済センサス 活動調査
売上(収入)金額の消費税込推計値について

平成24年経済センサス 活動調査においては、事業所・企業の売上(収入)金額等の経理事項について、消費税を含む「税込金額」によりご回答いただくことを基本としているが、税抜経理により会計処理をしているため税込での回答が困難な企業については、記入者負担を考慮し、「税抜金額」によりご回答いただいております。そのため、売上(収入)金額等の集計値は、「税込金額」と「税抜金額」が混在した結果となっている。

そこで、ここでは参考値として、「税抜金額」により回答された企業の計数について「税込金額」に換算することにより、消費税込に統一した売上(収入)金額を算出した。

< 企業等に関する集計 >

		総 数	会社企業	会社以外の 法 人	個 人
企業数	集計企業数	3,550,172	1,466,872	225,174	1,858,126
	うち 税抜処理企業数	310,973	235,948	15,902	59,123
	集計企業数 に対する割合 (%)	8.8	16.1	7.1	3.2
売上 (収入) 金額	集計値 (億円)	13,355,083	11,577,733	1,500,277	277,073
	税込推計値 (億円)	13,641,137	11,847,185	1,516,213	277,739
	集計値に対する 税込推計値の比率 (%)	102.1	102.3	101.1	100.2

注1) 「集計値」は、「税込金額」と「税抜金額」が混在した結果。

注2) 「税込推計値」は、「税抜金額」を「税込金額」に換算した上で集計した推計値。

注3) 「税込金額」への換算は、「税抜金額」により回答された個別企業の計数について、一律に1.05倍することにより行った。(土地取引や社会福祉事業、学校教育等の非課税取引、仕入税額控除、免税事業者の存在等は考慮していない。)

平成26年10月9日
産業関連統計検討WG事務局

売上高等の集計に関する消費税の取扱いについての基本的な考え方（たたき台）

1. 課題の概要

基本計画本文

売上高等の集計に関する消費税の取扱い（消費税込、消費税抜の補正）については、報告者の負担を考慮しつつ、結果表章の在り方について、国民経済計算及び産業連関表と連携し検討を進める。

課題の概要

本課題は、主として消費税込の概念による売上高等を把握する統計調査における結果表章上の在り方について検討するもの。

<基本計画部会第1WG（第Ⅱ期基本計画諮問審議第2回(25.11.22)>

平成24年経済センサス-活動調査結果において、税込と税抜が混在した集計値と税込推計値との間に2%程度の差が生じているところから、今後の消費税率引上げを踏まえると、経済規模の把握精度に大きな問題を与える可能性がある指摘。

2. 検討の方向性

検討対象

- 当面の検討対象（別紙参照）
 - ・ 事業所母集団データベースに収録される主要構造統計
 - ・ 国民経済計算及び産業連関表に用いられる主要構造統計

- 長期的な検討対象
 - ・ 動態統計については、構造統計の検討を踏まえた長期的な課題と整理

基本的な考え方

- 消費税の取扱いに関する基本的な考え方
 - ・ 従来から、一次統計は、調査票の回答そのままを集計することが原則であるとの考え方が定着しているのではないかと。
 - ・ しかし、原則として消費税込記入としている統計調査については、消費税込の概念による統計の提供を目指す必要があるのではないかと。
 - ・ その際、消費税補正結果を本体集計結果として提供するのか、あるいは参考表として提供するのかについて、整理する必要があるのではないかと。

- 検討の進め方
消費税の取扱いについては、①調査実査段階、②集計段階の2段階で順次検討

(留意事項)
 - ・ 調査実査段階における報告者負担への考慮
 - ・ 集計段階における国民経済計算及び産業連関表との連携

調査実査段階

- 調査方法
 - ① 税込統一記入
 - ② 原則、税込記入
 - ③ 決算値等での記入

- 考え方
 - ・ 消費税込の概念による売上高等を把握する統計調査の場合、基本的には、①税込統一記入が最善ではないかと。
 - ・ しかし、報告者負担に伴う、回収状況への影響、後述の補正精度等を踏まえると、統計調査によっては、②原則、税込記入又は③決算値等での記入を選択する場合も有り得るのではないかと。
 - ・ 各統計調査は、調査の特性（調査対象の属性、調査対象の規模、調査事項等）を踏まえ、①②③いずれか最適な調査方法を採用することとしてはどうか。
 - ・ なお、上記検討の結果、②又は③を選択した場合は、個票レベルで、消費税込又消費税抜のいずれを選択したかを把握する必要があるのではないかと。
 - ・ 消費税込の概念による売上高等を把握することとしない統計調査の場合、基本的には、報告者負担を考慮し、③決算値等での記入が最善ではないかと。なお、この場合、個票レベルで、消費税込又消費税抜のいずれを選択したかを把握する必要はあるのではないかと。

集計段階

- 一次統計における補正の考え方
 - ・ 消費税込の概念による売上高等を把握する統計調査については、消費税の補正に関する情報を作成・公表してはどうか。
 - ・ 具体的には、①消費税の補正に関し、課税・非課税品目別及び輸出比率等の情報を用いることにより、一定の精度確保 (P) が見込まれる統計調査は、補正結果を本体集計結果として作成・公表する検討を行い、②精度確保 (P) が見込まれない統計調査は、参考表として補正に関する情報（例：参考集計表、税抜比率の表など）の作成・公表の検討を進めてはどうか。
 - ・ その際、①については、消費税抜で記入した個票に対しても消費税を補正した数値を作成し、調査票の二次利用等に資することとしてはどうか。また、②については、個票は本体集計結果の概念と整合性を保つ必要があることから、消費税込／抜混在でやむを得ないのではないか。
 - ・ なお、消費税の補正精度を向上する観点から、調査事項を追加することも考えられるが、その際は、報告者負担増と結果精度の向上の両面から慎重に検討する必要があるのではないか。
 - 国民経済計算及び産業連関表との連携
 - ・ 消費税の補正に当たっては、一次統計側と加工統計側とが連携を深め、同一の個票を使用できるよう協議することとしてはどうか。
- (留意事項)
- ・ ただし、一次統計として行える補正の限界に留意することが必要ではないか。

3. その他

- 軽減税率への対応
 - 現時点では、軽減税率の適用の有無を含めて不明であることから、その内容が明らかになった段階で、改めて検討することとしてはどうか。
- 産業連関表及び国民経済計算における基本価格表示の取扱いの検討との関係
 - 基本価格表示については、本WGとは別の場で検討されることとしていることから、今後、一次統計に対し、具体的な要請が明らかになった段階で、改めて検討することとしてはどうか。

売上高を把握する主要構造統計

所管府省	統計調査名	消費税の取扱い	事業所母集団データベース 注1)	国民経済計算 注2)
総務省、 経済産業省	経済センサス-活動調査	原則、税込記入	○	○
総務省	経済センサス-基礎調査	原則、税込記入	○	
	個人企業経済調査	税込記入	○	
	科学技術研究調査	税込記入	○	○
財務省	法人企業統計調査	決算情報	○	○
文部科学省	学校基本調査 注3)	決算情報	○	
農林水産省	農林業センサス 注4)	税込記入	○	
経済産業省	商業統計調査	原則、税込記入	○	○
	工業統計調査	税込記入	○	○
	経済産業省企業活動基本調査	原則、税込記入	○	
	特定サービス産業実態調査	税込記入	○	○
	中小企業実態基本調査	原則、税込記入		○
国土交通省	建設工事施工統計調査	税込記入	○	

注1) 事業所母集団データベースに記録する統計調査のうち、売上高を把握している主要構造統計

注2) 国民経済計算(JSNA)で活用している主要構造統計

注3) 収入額等の把握対象は、国立大学法人等一部対象に限られる。

注4) 売上高は、階級値で把握している。

平成 26 年 12 月 11 日
産業関連統計検討WG事務局

売上高等の集計に関する消費税の税込補正の具体的な提案

1. 税込補正処理を行う際の前提条件

消費税抜きで記入された調査票に対して、記入者負担等の増加を伴うことなく、なるべく精度の高い税込補正を実施するためには、個票内の品目コードや金額の桁ずれ等の確認、記入内容の整合性及び内訳項目と合計項目のバランス等の個票審査が実施され、整合性が確保されている状態であることを前提とする。

2. 平成 24 年経済センサス-活動調査をモデルとした税込補正手順（別紙 1, 2 参照）

平成 24 年経済センサス - 活動調査における結果公表では税込補正は一部参考表に留め、本体集計は税込／抜の混在集計であった。今回の税込補正の手順は、平成 23 年産業連関表作成の際に行った平成 24 年経済センサス - 活動調査の組替集計を基としている。具体的な項目ごとの補正手順は以下のとおり。

- (1) 税込個票・・・・・・・・・・・・・・・・補正不要
- (2) 税抜個票
 - ア 売上（収入）金額等、業種別収入
 - ① 内訳無し・・・・・・・・税率を乗じる
 - ② 内訳有り
 - a 内訳項目と合計が理論的に一致・・・・内訳の積上げ
 - b 内訳項目と合計が理論的に不一致・・・・個別補正
 - ③ 内訳項目（品目等）
 - a 輸出・非課税情報有り・・・・詳細補正
 - b 輸出・非課税情報無し・・・・税率を乗じる
 - イ 費用項目等
 - ① 費用総額、売上原価・・・・詳細補正
 - ② 個別費用
 - a 給与・人件費、租税公課、支払利息・・・・補正不要
 - b 福利厚生費・・・・詳細補正
 - c その他の費用・・・・税率を乗じる
 - ウ 有形固定資産
 - ① 土地・・・・・・・・補正不要
 - ② 土地以外・・・・税率を乗じる
 - エ 消費税に関連しない項目
（資本金、在庫・手持額、金額以外の項目）・・・・補正不要

3. 検討課題

- (1) 「福利厚生費（退職金を含む）」の補正について（別紙2 2.(3)関係）
 - ・ 「福利厚生費（退職金を含む）」のうち、退職金以外は課税対象である。平成23年産業連関表作成のための平成24年経済センサスー活動調査組替集計では、福利厚生費のうち退職金等割合は、就労条件総合調査（厚生労働省）の結果から、産業大分類毎に算出している。

しかし、同調査における退職金の把握は、4, 5年に1回のローテーションであり、タイミングによっては、相当程度古いデータを用いることになる（経済センサス以外で考えると、毎年調査もので補正をかける場合、4, 5年間、同じ退職金割合を使用することになる）。
 - ・ 上記補正方法は、一次統計において、他調査のデータを用い、推計することになる。
- (2) 課税・非課税情報の更新
 - ・ 今回の補正で用いた品目及び業種の区分、課税・非課税の別、直接輸出の有無については、制度変更、分類変更等により変化することが考えられることから、各調査で補正を実施する際には、最新の情報により今回の補正との差分を把握、確認し、適切に更新を行うことが必要となる。
- (3) 結果公表の取扱い
 - ・ 税込補正した結果は、本体集計とするか、参考表扱いとするかの視点でみると、今回の提案と同様の補正が可能な場合には、各府省の統計調査において本体集計としてもよいのではないか。

一方、経済センサス - 基礎調査のように、売上の総額は調査しているものの、課税・非課税品目や輸出比率等の個別情報がなく、金額中の課税部分と非課税部分の混在が大きい調査では、参考情報として作成・公表することとしてはどうか。
- (4) 個票データの取扱い
 - ・ 本体集計で税込補正した場合は、調査票の二次利用の観点から、補正後の金額を個票データとして記録し、参考表扱いとした場合は、補正前の金額を個票データとして記録してはどうか。
- (5) その他

詳細補正とした項目の補正方法

1. 売上（収入）金額等、業務別集計の詳細補正 [ア③a]

(1) 品目別製造品出荷額、加工賃収入額（【03】【18】製造業）

- ① 「製造品の出荷額・加工賃収入額」に「直接輸出額の割合」を乗じ、事業所の直接輸出額を算出
- ② 「直接輸出あり」の品目で按分し、品目ごとの直接輸出額を算出
- ③ 品目ごとに課税対象の出荷額を算出し、税額を計算

(計算例)

	売上額	直接輸出の有無	課税か否か	
品目A	600	あり	課税	
品目B	300	あり	課税	
品目C	100	なし	課税	
品目D	200	なし	非課税	
売上計	1,200			直接輸出比率 25%

$$\text{事業所の直接輸出額} = 1200 \times 0.25 = 300$$

$$\text{品目Aの直接輸出額} = 600 \div (600 + 300) \times 300 = 200$$

$$\text{品目Bの直接輸出額} = 300 \div (600 + 300) \times 300 = 100$$

$$\text{品目Cの直接輸出額} = 0$$

$$\text{品目Dの直接輸出額} = 0$$

$$\text{品目Aの消費税加算額} = (600 - 200) \times 0.08 = 32$$

$$\text{品目Bの消費税加算額} = (300 - 100) \times 0.08 = 16$$

$$\text{品目Cの消費税加算額} = 100 \times 0.08 = 8$$

$$\text{品目Dの消費税加算額} = 0$$

(2) 医療、福祉事業の収入の内訳（【06】【20】医療、福祉）

- ① 「医療、福祉事業の収入」に「海外取引」の比率を乗じ、事業所の海外取引額を算出
- ② 「保健衛生事業収入」から、①で得られた海外取引額を減じ課税対象額を算出し、税額を計算

(計算例)

	収入額	海外取引の有無	
医業収入(保険診療)	600	なし	
医業収入(保険外診療)	100	なし	
保健衛生事業	300	あり	
収入計	1,000		海外取引の割合 5%

$$\text{事業所の海外取引額} = 1000 \times 0.05 = 50$$

$$\text{保健衛生事業の加算額} = (300 - 50) \times 0.08 = 20$$

(3) サービス関連産業 B の事業収入内訳 (【10】【11】【24】 サービス関連産業 B)

- ① 「サービス関連産業 B」の収入に「海外取引」の比率を乗じ、事業所の海外取引額を算出
- ② 「サービス関連産業 B の事業収入内訳」のうち、「海外取引あり」の事業内容で按分し、事業内容ごとの海外取引額を算出

※収入順位 11 位以下の事業収入は相対的に少額であり、全体に与える影響は軽微と考えられることから、便宜、海外取引額の按分対象から除外する。

- ③ 事業内容ごとに課税対象の取引額を算出し、税額を計算

(計算例)

	売上額	海外取引の有無	課税か否か	
事業A	600	あり	課税	
事業B	300	あり	課税	
事業C	100	なし	課税	
事業D	200	なし	非課税	
売上計	1,200			海外取引の割合 25%

$$\text{事業所の海外取引額} = 1200 \times 0.25 = 300$$

$$\text{事業Aの海外取引額} = 600 \div (600 + 300) \times 300 = 200$$

$$\text{事業Bの海外取引額} = 300 \div (600 + 300) \times 300 = 100$$

$$\text{事業Cの海外取引額} = 0$$

$$\text{事業Dの海外取引額} = 0$$

$$\text{事業Aの消費税加算額} = (600 - 200) \times 0.08 = 32$$

$$\text{事業Bの消費税加算額} = (300 - 100) \times 0.08 = 16$$

$$\text{事業Cの消費税加算額} = 100 \times 0.08 = 8$$

$$\text{事業Dの消費税加算額} = 0$$

2. 費用項目等の詳細補正 [イ①、イ②b]

(1) 費用総額

- ①費用総額から不加算（給与総額、租税公課、支払利息）と一部加算（売上原価、福利厚生費）の費用を控除
- ②控除後の額に 0.08 を乗じた額と売上原価と福利厚生費の加算額を加え、税額を算出

(2) 売上原価

- ①不加算費用（給与総額、退職金、租税公課）の合計を算出
※支払利息は売上原価には含まれないとする。
- ②売上原価に含まれる不加算費用の比率を（売上原価÷費用総額）で擬制
- ③売上原価から不加算費用を減じ、課税対象額を算出し、税額を計算

(3) 福利厚生費（退職金を含む）

- ①「就労条件総合調査」（厚生労働省）の結果から、産業大分類ごとの退職金等割合を算出
- ②福利厚生費から退職金相当分を減じ、税額を計算

(計算例)

	金額	課税か否か
費用総額	20,000	
うち、売上原価 (特掲)	8,000	
給与総額	4,000	非課税
福利厚生費(退職金を含む)	800	退職金以外課税
動産、不動産賃借料	200	課税
減価償却費	400	課税
租税公課	10	非課税
外注費	500	課税
支払利息等	50	非課税

〇〇業の退職金比率 30%

(福利厚生費)

$$\text{福利厚生費の加算額} = 800 \times (1 - 0.3) \times 0.08 = 44.8 \div 45$$

(売上原価)

$$\text{不加算費用額} = 4000 + 800 \times 0.3 + 10 = 4250$$

$$\text{売上原価に含まれる不加算費用比率} = 8000 \div 20000 = 0.4$$

$$\text{売上原価の加算額} = (8000 - 0.4 \times 4250) \times 0.08 = 504$$

(費用総額)

$$\text{費用総額の加算対象額} = 20000 - (8000 + 4250 + 50) = 7700$$

$$\text{費用総額の加算額} = 7700 \times 0.08 + 504 + 44.8 = 1164.8 \div 1165$$